

地域間幹線系統（令和 7 事業年度分）に係る十日町市地域公共交通計画別紙の一部変更について

（協議事項の概要）

令和 6 年 6 月に策定した地域間幹線系統（令和 7 事業年度分）に係る十日町市地域公共交通計画別紙について、下記のとおり変更したいので、ご意見をいただきますようお願いいたします。

1 変更の概要

- ・ 市内で運行する地域間幹線系統（※）については、令和 7 事業年度（R6. 10. 1～R7. 9. 30）における国庫補助を受けるため、令和 6 年 2 月に策定した十日町市地域公共交通計画及び令和 6 年 6 月に策定した計画別紙に必要事項を記載し、国へ提出しております。
- ・ この度、運行事業者における運賃改定（R7. 3. 1～）及びダイヤ改正（R7. 4. 1～）の実施に伴い、計画別紙の内容を別添のとおり一部変更します。
- ・ 変更に伴い、地域間幹線系統に係る国庫補助額が 16, 476 千円から 14, 697 千円に減額となります。

※ 十日町市外との広域的な移動手段や、十日町中心部と中山間地域の移動手段として運行されるもので、「長岡～十日町線」、「小千谷～十日町線」、「十日町～中里～津南線」及び「十日町～宮中～津南線」が該当します。

2 協議後の対応

国へ提出している計画別紙及び関係書類について、変更の手続を行います。

3 添付資料

- ・ 十日町市地域公共交通計画別紙（変更案）
- ・ 計画別紙の関係書類（変更が生じた表 1、表 2、様式 1－5 のみ添付）

令和 7 年 2 月 日

十日町市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

公共交通利用者は、人口減少や少子高齢化、モータリゼーションの進展などによって減少傾向にある。また、新型コロナウイルス感染症による行動変容に伴う利用者の減少や、事業者の経営状況の悪化に伴う路線廃止や減便、運転手の高齢化など、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増している。

このような中、自動車を運転しない高齢者や高校生などにとって、地域公共交通は重要な移動手段であり、今後も確保していかなければならない。また、高齢化の進行や運転免許証の返納など、今後はさらに公共交通サービスの必要性が高まるものと考えられる。

このため、地域公共交通確保維持事業により、広域交通（十日町市外との広域的な移動）及び地域間交通（十日町市中心部と中山間地域の移動）の役割を担う地域間幹線系統を確保・維持し、地域住民の交通手段の存続を図る必要があり、当協議会は、令和 6 年 2 月に、地域公共交通確保維持事業を含む十日町市地域公共交通計画を策定した。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

地域間幹線系統である「長岡～十日町線」、「小千谷～十日町線」、「十日町～中里～津南線」及び「十日町～宮中～津南線」について、以下のとおり目標を設定する。

- ア それぞれの系統の利用者数について、前年比 100 パーセントを上回る。
- イ それぞれの系統の収支率について、前年比 100 パーセントを上回る。
- ウ それぞれの系統に係る十日町市の負担額について、前年比 100 パーセントを下回る。

（十日町市地域公共交通計画 P16～17、27、45 参照）

（2）事業の効果

地域間幹線系統を維持することにより、地域住民等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、地域間幹線系統と地域内フィーダー系統のネットワークが連携することで、効果的・効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

以下の取組について、交通事業者と十日町市が連携を図りながら実施する。

- ・ 運行内容の見直しや他の公共交通サービスとの乗継ダイヤの調整（交通事業者、十日町市）
- ・ 1 日乗り放題券の活用による輸送人員の拡大（交通事業者）
- ・ 運行内容の変更等に伴うデジタル公共交通マップの更新（十日町市）

（十日町市地域公共交通計画 P51、54、58 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付

【表 1 の概要】

(単位：千円)

	事業者数	系統数	国庫補助申請額
R7 年度補助(R6. 10～R7. 9 運行)	2	4	14,697
R8 年度補助(R7. 10～R8. 9 運行)	2	4	14,697
R9 年度補助(R8. 10～R9. 9 運行)	2	4	14,697

① 予定している時刻表・系統図
別紙を添付（系統図）

② 運行予定者決定の流れ

- 県内乗合バス事業者へ本計画に登載を希望する系統について、調査を実施（新潟県ホームページを通じて周知）
- 以下の点から現在運行しているバス事業者を運行事業者に決定
 - ・ バス事業者は、1つの事業者が継続して運行することで地域の交通手段を安定的に確保できるとともに、雇用面も含め地域経済の安定に資すると考えられる。
 - ・ 当該系統を現に運行している事業者は、当該系統の運行に関する知識・経験を有し、地域住民の信頼を得られており、安全・安心な輸送が期待できる。
 - ・ 運行系統の近隣に事業所を有しているため、大雪など不測の事態にも迅速に対応でき、円滑な運行が期待できる。

③ 輸送量が 15 人～150 人/日と見込んだ根拠となる算出式
「表 1－5」を添付（平均乗車密度算定表）

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表 2 を添付

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

交通事業者・十日町市保有のデータによるモニタリング・評価を実施

7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
「別紙 生産性向上の取組」のとおり
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- 令和6年2月6日（書面開催）
 - ・ 十日町市地域公共交通計画（案）について
→計画について、承認が得られた。
- 令和6年6月20日（書面開催）
 - ・ 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（令和7事業年度分）に係る地域公共交通計画認定申請書（案）について
 - ・ 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（令和6事業年度分）に係る地域公共交通計画認定申請書（案）について
 - ・ 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（令和7事業年度分）に係る地域公共交通計画認定申請書（案）について
→それぞれの申請書について、承認が得られた。
- 令和7年2月 日（書面開催）
 - ・ 地域間幹線系統（令和7事業年度分）に係る十日町市地域公共交通計画別紙の一部変更について
(協議後、結果を記載)

19. 利用者等の意見の反映状況

(協議後、結果を記載)

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

(所 属) 総務部企画政策課

(氏 名) 茂野 克哉

(電 話) 025-757-3193

(e-mail) t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和7年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円) 【変更後】	特例措置
新潟県 (十日町市)	越後交通株式会社	(25) 長岡～十日町	6,336.0	5,541.5	
		(38) 小千谷～十日町	4,765.5	3,857.0	
	事業者計 2系統		11,101	9,398	
	南越後観光バス株式会社	(44) 十日町～中里～津南	4,170.0	4,127.5	
		(45) 十日町～宮中～津南	1,205.0	1,171.5	
	事業者計 2系統		5,375	5,299	
	合 計 4系統		16,476	14,697	

※令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

表1 地域間幹線系統申請の概要

R7補助年度(令和6年10月1日～令和7年9月30日)

[illegible]

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	越後交通株式会社	令和7年度
------	----------	-------

※令和7年度、令和8年度については、令和6年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

1. 申請事業者の概要

(1) 基準期間: R5年度実績 (R4.10.1～R5.9.30)

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	985,300 千円	営業外収益	4,930 千円	経常収益(イ)	990,230 千円
	営業費用	1,773,746 千円	営業外費用	14,752 千円	経常費用(ロ)	1,788,498 千円
	営業損益	▲ 788,446 千円	営業外損益	▲ 9,822 千円	経常損益	▲ 798,268 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	5,111,344.8 km				経常収支率	55.36 %

(2) 基準期間の前年度: R4年度実績 (R3.10.1～R4.9.30)

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	939,312 千円	営業外収益	12,838 千円	経常収益(イ)	952,150 千円
	営業費用	1,818,064 千円	営業外費用	16,525 千円	経常費用(ロ)	1,834,589 千円
	営業損益	▲ 878,752 千円	営業外損益	▲ 3,687 千円	経常損益	▲ 882,439 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	5,434,898.8 km				経常収支率	51.89 %

(3) 基準期間の前々年度: R3年度実績 (R2.10.1～R3.9.30)

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	936,348 千円	営業外収益	30,005 千円	経常収益(イ')	966,353 千円
	営業費用	1,852,378 千円	営業外費用	17,866 千円	経常費用(ロ')	1,870,244 千円
	営業損益	▲ 916,030 千円	営業外損益	12,139 千円	経常損益	▲ 903,891 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	5,621,492.6 km				経常収支率	51.66 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
羽越	332円.69銭	337円.55銭	349円.90銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
羽越	340円04銭	378円29銭	340円04銭	193円73銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

(1)系統概要

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	運行系統名	運行系統			計画運行日 数		計画運行回数 ()	計画平均乗 車密度	計画輸送量	系統キロ程 (全体キロ)		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ 程		系統キロ程と 地域公共交 通再編事業 を実施する 区域におけ るキロ程との 比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他系統との 競合率	補助ブロック外乗 入部分、同一補助 ブロック都道府県 外乗入部分及び 他路線との競合 部分以外のキロ 程の比率			
				起点	主な 経由地	終点																			チ	オ	オ÷チ=ク
羽越	(25)		長岡～十日町	長岡駅前	小千谷・十日町	十日町車庫前	365	日	2549.0 (6.9)	回	5.2	35.8人	往 49.1km 復 49.1km	49.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.000	%	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 34.6km 復 34.6km	34.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	%	0.000	%	29.531
羽越	(38)		小千谷～十日町	小千谷車庫前	千手	十日町車庫前	365	日	2184.0 (5.9)	回	4.0	23.6人	往 34.7km 復 35.6km	35.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.000	%	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 18.1km 復 18.1km	18.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	%	0.000	%	48.433
合計 (新)			28系統										往 83.8km 復 84.7km	84.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 52.7km 復 52.7km	52.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km				

合計 シート の申 請番 号	全体キロに対 する市町村 内のキロ
25	往復 14.50
38	往復 16.60
	往復 17.50

(2)補助対象経費の算定

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外 乗入部分及び 同一補助ブロッ ク都道府県外乗 入部分以外の キロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ ＝ヲ	計画実車走 行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の 額:カ	(d+e+f)/3 =ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の 額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額 ソ
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
							経常収益 ヤ”	実車走行 キロ マ”	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ”÷マ”＝d	経常収益 ヤ’	実車走行 キロ マ’	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ’÷マ’＝e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ÷マ＝f				
羽越	(25)		29.531%	245,277.4km	83,404,127 円	129円.47銭	36,999,062 円	280,443.5 km	131円.93銭	29,318,679 円	280,145.1 km	104円.65銭	42,184,982 円	277,811.8 km	151円.84銭	31,756,064 円	51,648,063 円	37,531,857 円	37,531,857 円
羽越	(38)		48.433%	153,535.2km	52,208,109 円	103円.45銭	14,042,396 円	137,854.5 km	101円.86銭	12,961,651 円	143,107.7 km	90円.57銭	18,899,252 円	160,242.3 km	117円.94銭	15,883,216 円	36,324,893 円	23,493,649 円	23,493,649 円
合計				398,812.6km	135,612,236 円		51,046,191 円	418,307.2km		42,280,414 円	423,252.8km		61,084,234 円	438,054.1km		47,639,280 円	87,972,956 円	61,025,506 円	61,025,506 円

合計 シート の申 請番 号
25
38

(3)負担者及び負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗入部 分、同一補助ブロック都道府県 外乗入部分及び他路線との競 合部分以外に係るもの ソ×ヲ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗 入部分及び同一補助ブ ロック都道府県外乗入部分 以外に係るもの ソ×ヲ’＝ツ’	計画平均 乗車密度 が5人 未満の路線 ツ×みなし運行回数ノ ①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
										新潟県		市町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具 体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	(25)		11,083,532 円	11,083,532 円	円	11,083千円	5,541.5千円	51,648,063 円	46,106,563 円	5,541,500 円	12.0%	4,154,362 円	9.0%	36,395,874 円	78.9%	14,827 円	0.0%	国、県、長岡市、小 千谷市
羽越	(38)		11,378,679 円	11,378,679 円	7,714,358 円	7,714千円	3,857.0千円	36,324,893 円	32,467,893 円	3,857,000 円	11.9%	6,214,563 円	19.1%	18,731,658 円	57.7%	3,664,672 円	11.3%	国、県、小千谷市
合計			22,462,211 円	22,462,211 円	7,714,358 円	18,797千円	9,398千円	87,972,956 円	78,574,456 円	9,398,500 円	12.0%	10,368,925 円	13.2%	55,127,531 円	70.2%	3,679,500 円	4.7%	

合計 シート の申 請番 号	全体キロに対 する市町村 内のキロ割 合
25	29.531%
38	48.433%

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2　5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50％以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程(チ)－補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ)）に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ネ)（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から　土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	南越後観光バス株式会社	令和7年度
------	-------------	-------

※令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

1. 申請事業者の概要

(1) 基準期間: R5年度実績 (R4.10.1～R5.9.30)

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	149,532 千円	営業外収益	8,447 千円	経常収益(イ)	157,979 千円
	営業費用	344,637 千円	営業外費用	1,035 千円	経常費用(ロ)	345,672 千円
	営業損益	▲ 195,105 千円	営業外損益	7,412 千円	経常損益	▲ 187,693 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,062,956.0 km				経常収支率	45.70 %

(2) 基準期間の前年度: R4年度実績 (R3.10.1～R4.9.30)

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	126,632 千円	営業外収益	11,642 千円	経常収益(イ)	138,274 千円
	営業費用	351,568 千円	営業外費用	1,149 千円	経常費用(ロ)	352,717 千円
	営業損益	▲ 224,936 千円	営業外損益	10,493 千円	経常損益	▲ 214,443 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	1,143,429.0 km				経常収支率	39.20 %

(3) 基準期間の前々年度: R3年度実績 (R2.10.1～R3.9.30)

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	109,912 千円	営業外収益	10,538 千円	経常収益(イ)	120,450 千円
	営業費用	367,155 千円	営業外費用	1,354 千円	経常費用(ロ)	368,509 千円
	営業損益	▲ 257,243 千円	営業外損益	9,184 千円	経常損益	▲ 248,059 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	1,156,010.3 km				経常収支率	32.68 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
羽越	318円.77銭	308円.47銭	325円.19銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
羽越	317円47銭	378円29銭	317円47銭	148円62銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

(1)系統概要

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	運行系統名	運行系統			計画運行日 数		計画運行回数 ()	計画平均乗 車密度	計画輸送量	系統キロ程 (全体キロ)		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ 程	系統キロ程と 地域公共交 通再編事業 を実施する 区域におけ るキロ程との 比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他系統との 競合率	補助ブロック外乗 入部分、同一補助 ブロック都道府県 外乗入部分及び 他路線との競合 部分以外のキロ 程の比率		
				起点	主な 経由地	終点																			
				起点	主な 経由地	終点			①＝カッコ内	②	①×②＝③	チ		オ	オ÷チ＝ク		リ		ヌ		ル		ル÷チ	(チー(リ＋ヌ＋ ル))÷チ＝ヲ	
羽越	4		十日町～中里 ～津南	十日町車庫前	中里	津南営業所前	365	日	2923.0 (8.0)	回	6.1	48.8人	往 20.3km 復 19.4km	(平均) 19.8km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	% 0.000	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 5.5km 復 5.5km	(平均) 5.5km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	% 0.000	% 72.222
羽越	5		十日町～宮中 ～津南	十日町車庫前	宮中	津南営業所前	365	日	1116.5 (3.0)	回	8.2	24.6人	往 21.8km 復 20.9km	21.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	% 0.000	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 5.5km 復 5.5km	5.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	% 0.000	% 74.178
合計			2系統										往 42.1km 復 40.3km	41.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 11.0km 復 11.0km	11.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		

合計 シート の申 請番 号	往 復 往 復	全体キロに対 する市町村 内のキロ
		14.8
		13.9
4	往 復	16.3
		15.4

(2)補助対象経費の算定

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外 乗入部分及び 同一補助ブロッ ク都道府県外乗 入部分以外の キロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ =ヲ	計画実車走 行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の 額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 (d+e+f)/3 =ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の 額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カーヨ=タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちい ずれか少ないほ うの額 ソ
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
							経常収益 ヤ”	実車走行 キロ マ”	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ”÷マ”=d	経常収益 ヤ’	実車走行 キロ マ’	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ’÷マ’=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ÷マ=f				
羽越	4		72.222%	116,117.8km	36,863,917 円	219円.03銭	28,364,111 円	144,065.9 km	196円.88銭	31,961,389 円	141,611.9 km	225円.69銭	30,394,859 円	129,599.5 km	234円.52銭	25,433,281 円	11,430,636 円	16,588,762 円	11,430,636 円
羽越	5		74.178%	47,702.9km	15,144,239 円	251円.23銭	8,191,596 円	38,591.3 km	212円.26銭	11,220,655 円	46,405.4 km	241円.79銭	15,821,578 円	52,797.4 km	299円.66銭	11,984,399 円	3,159,840 円	6,814,907 円	3,159,840 円
合計				163,820.7km	52,008,156 円		36,559,747 円	182,671.5km		43,182,086 円	188,017.3km		46,216,437 円	182,396.9km		37,417,680 円	14,590,476 円	23,403,669 円	14,590,476 円

合計 シート の申 請番 号	4
	5

(3)負担者及び負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗入部 分、同一補助ブロック都道府県 外乗入部分及び他路線との競 合部分以外に係るもの ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗 入部分及び同一補助ブ ロック都道府県外乗入部分 以外に係るもの ソ×ヲ’=ツ’	計画平均 乗車密度 が5人 未満の路線 ツ×みなし運行回数ノ ①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										新潟県		市町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具 体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	4		8,255,433 円	8,255,433 円	円	8,255千円	4,127.5千円	11,430,636 円	7,303,136 円	4,127,500 円	56.5%	0 円	0.0%	3,175,202 円	43.5%	434 円	0.0%	国、県、津南町
羽越	5		2,343,906 円	2,343,906 円	円	2,343千円	1,171.5千円	3,159,840 円	1,988,340 円	1,171,500 円	58.9%	0 円	0.0%	815,934 円	41.0%	906 円	0.0%	国、県、津南町
合計			10,599,339 円	10,599,339 円	0 円	10,598千円	5,299千円	14,590,476 円	9,291,476 円	5,299,000 円	57.0%	0 円	0.0%	3,991,136 円	43.0%	1,340 円	0.0%	

合計 シート の申 請番 号	全体キロに対 する市町村 内のキロ割 合
	72.222%
	74.178%
4	
5	

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2　5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50％以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程(チ)－補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ)）に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ネ)（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から　土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

事業者名	越後交通株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 運輸営業部	(責任者役職・氏名) 次長 佐山 尚生
補助金担当部門	(担当部門の名称) 運輸営業部	(責任者役職・氏名) 次長 佐山 尚生

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（令和 5 年度）

実態調査日 令和4年10月1日～令和5年9月30日 通年実施

運行系統							年間輸送実績					経常収益			経常費用	平均乗車密度算定			輸送量 (A) × (G)	市町村に よる回数 券購入等 の有無	備 考
申請 番号	運 行 系統名	起点	主 な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1 人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人・km)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キ ロ (C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)	計 (B) + (D) + (E)	1 系統当り 経常費用 (円)	運賃改定前適用 の平均賃率 × 日数 + 運賃改定後適用 の平均賃率 × 日数 総適用日数 上記数式に R7.3.1 運賃改定分を反映させた平均賃率	平 均 賃 率 (F) (円) R5補助年 度	平均乗車 密 度 (B) / (C) / (F') (G)			
(第25号)	長岡～十日町	長岡駅前	小千谷・十日町病院	十日町車庫前	49.1	7.9	21,924	19.9	436,283.9	12,201,547	82,040.6	194,003	62,097	12,457,647	28,706,006	28.16	26.97	5.2	41	有・ 無	
(第38号)	小千谷～十日町	小千谷車庫前	千手	十日町車庫前	34.8	6.2	20,815	15.9	330,959.3	8,965,300	77,610.2	142,548	45,627	9,153,475	27,155,792	28.66	26.97	4.0	24.8	有・ 無	
合計					83.9		42,739		767,243	21,166,847	159,650.8	336,551	107,724	21,611,122	55,861,799						

事業者名	南越後観光バス株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 乗合営業部	(責任者役職・氏名) 次長 武藤 文昭
補助金担当部門	(担当部門の名称) 乗合営業部管理課	(責任者役職・氏名) 係長 関 正太

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（令和 5 年度）

運行系統							年間輸送実績					経常収益			経常費用	平均乗車密度算定			輸送量 (A) × (G)	市町村に よる回数 券購入等 の有無	備 考
申請 番号	運 行 系統名	起点	主 な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1 人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人・km)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キ ロ (C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)	計 (B) + (D) + (E)	1 系統当り 経常費用 (円)	運賃改定前適用 の平均賃率 × 日数 運賃改定後適用 の平均賃率 × 日数 総適用日数	平 均 賃 率 (F) (円)	平均乗車 密 度 (B) / (C) / (F) (G)			
(第4号)	十日町～中里～津南	十日町車庫前	中里	津南営業所前	19.8	8.9	47,862	12.1	579,124.4	20,722,006	93,599.4	56,118	1,173,652	21,951,775	30,437,573	35.81	35.44	6.1	54.2	有・ 無	
(第5号)	十日町～宮中～津南	十日町車庫前	宮中	津南営業所前	21.3	3.3	24,174	13.4	323,929.8	11,078,656	39,164.1	30,002	627,472	11,736,130	12,735,759	34.18	33.91	8.2	27.0	有・ 無	
合計					41.1		72,035		903,054	31,800,661	132,763.4	86,120	1,801,124	33,687,905	43,173,331						